

厚生科学審議会感染症部会
薬剤耐性(AMR)に関する小委員会の設置について（案）

平成 28 年〇月〇日
厚生科学審議会感染症部会決定

1 設置の趣旨

ヒトに対する抗微生物薬の不適切な使用等を背景として、抗菌薬をはじめとする抗微生物薬が効かなくなる「薬剤耐性(Antimicrobial Resistance: AMR)」について、国際社会で懸念が広がっている。

AMR の発生を防ぎ、拡大を抑えるには、普及啓発や教育、ヒトや動物などの薬剤耐性菌の発生状況に関する一体的な動向調査、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、そして対抗手段を確保するための研究開発が重要である。

こうした観点から、AMR 対策を推進することを目標として、包括的な政府の行動計画である「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン（2016-2020）」が平成 28 年 4 月にとりまとめられ、具体的な対策及び実施すべき事項が示された。

本アクションプランの実行を確実なものとし、我が国における AMR 対策の専門的・技術的事項を検討するため、厚生科学審議会感染症部会運営細則（平成 25 年 4 月 24 日厚生科学審議会感染症部会長決定）第 1 条に基づき、厚生科学審議会感染症部会の下に「薬剤耐性(AMR)に関する小委員会」を設置する。

2 小委員会の所掌事務

小委員会は、薬剤耐性（AMR）アクションプランに定められた対策のうち、厚生労働省が所管する専門的・技術的事項について調査審議を行う。

3 小委員会の運営

委員会の運営は、厚生科学審議会令（平成 12 年政令第 283 号）、厚生科学審議会運営規程（平成 13 年 1 月 19 日厚生科学審議会決定）及び厚生科学審議会感染症部会運営細則に定めるところによるほか、この決定の定めるところによる。

- ・小委員会に、その定めるところにより、作業部会を置く。
- ・作業部会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から、委員長が指名する者（以下「構成員」という。）により構成する。
- ・作業部会に座長を置く。座長は、小委員会委員の中から、委員長が指名する。
- ・厚生科学審議会感染症部会運営細則第 4 条から第 7 条まで及び第 9 条の規程は、作業部会について準用する。
- ・小委員会及び作業部会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課が行う。